

○山梨県警察本部庁舎の管理に関する訓令

〔平成25年9月10日〕
本部訓令第15号

〔沿革〕 平成25年9月本部訓令第15号

（概要）

この訓令は、山梨県庁舎等管理規則（昭和41年山梨県規則第10号）に定めるもののほか、防災新館のうち警察の用に供する部分として知事が定める部分の管理に関し必要な事項を定めるものとする。